

**食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針案等に対する
意見の募集の結果（案）について**

2019年2月7日（木）に開催された合同会合の結果を踏まえ、2月15日（金）～3月16日（土）までパブリックコメントを実施しました。その結果、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針案」について47件（18名）、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案」について1件（1名）の意見が寄せられました。

主な意見とそれに対する考え方につきましては以下の通りです。

■ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針案

意見概要	件数	考え方（案）
熱回収について 例：高効率な熱回収に対してより柔軟な運用をはかるべき 熱回収の基準を満たしていなくても熱回収利用を促進すべき	7	循環型社会形成推進基本法に基づき、まず発生抑制、次にマテリアルリサイクル、それが困難な場合で一定以上の効率の場合に限り熱回収を行うことが重要であり、この優先順位の考え方から熱回収要件を下げることは望ましくないと考えます。
業種別目標値について 例：業種ごとに慎重に目標設定すべき 可食部・不可食部を切り離して目標を検討すべき	5	目標値は、各業種における不可食部の量も考慮した上で設定しています。必然的に発生する不可食部の抑制については再生利用を促進しており、発生抑制、再生利用両方で事業者の取組を評価します。
食品ロス削減目標について 例：国内の食料廃棄削減のため至急取り組むべき	6	御意見として承ります
定期報告について 例：公表に際して事業者の同意を得るべき 市町村ごとの報告が困難	6	事業者の同意は引き続き取るものと考えていますが、その際に理由を併せて報告させることにより客観的な妥当性を求めていくこととします。 都道府県別データでは市町村のリサイクル行政に活用ができないことから市町村別の報告とすることが重要です。食品関連事業者の負担については、報告を電子申請でも可能とするなどより簡便な手法で入力ができるよう検討しております
再生利用事業者の不足・育成 例：再生利用事業者の地域的な偏りが大きい	3	登録再生利用事業者制度の普及啓発等を通じて、再生利用事業者の育成を図ります
その他	19	